

# 役員報酬並びに費用に関する規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ（以下「本リーグ」という。）の定款第27条に基づき、本リーグの役員の報酬に関し、法令または本リーグの定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち本リーグを主たる勤務場所とする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

## 第2章 役員報酬

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 常勤役員に支給する月額報酬及び退職慰労金

(2) 非常勤役員に支給する次に定める日当又は月額報酬

①理 事 会 20,000 円

その他会議および特別に依頼する業務 30,000 円/半日、50,000 円/日

②担当業務に対する月額報酬

(3) 本リーグから役員に対し出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費は、費用として報酬と明確に区分しなければならない（報酬と費用を併せて以下「報酬等」という。）。

(月額報酬の決定)

第5条 常勤役員および非常勤役員に支給する月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事の報酬については理事会の承認を経て理事長が決定し、監事の報酬については監事が決定する。

(報酬等の支給と控除)

第6条 報酬等は、役員が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用の支払い)

第7条 本リーグは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

2 通勤手当については、事務局職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

### 第3章 役員退職慰労金

(退職慰労金)

第8条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合は、第9条の規定に基づき算出した退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

(算出方法)

第9条 本リーグの常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。

退任時最終役員月額報酬 × (第10条に定める在任年数) × (第11条に定める係数)

(在任年数)

第10条 在任年数は1カ年を単位として、端数は月割とし1カ月未満は1カ月に切り上げる。

(係数)

第11条 係数は退任時の役職により次のとおりとする。

- (1) 理事長 1. 5
- (2) 理事 1. 1
- (3) 監事 1. 1

(功労加算金)

第12条 本リーグは、在任中の業務に関し著しい功労のあった常勤役員に対し、社員総会の決議に基づいて、第9条の規定により算出した金額の30%を限度として、功労加算金を支給することができる。

(支給時期)

第13条 役員退職慰労金は、当該常勤役員の退任後2カ月以内に支給することを原則とするが、経済状況及び本リーグの業績等により、当該常勤役員と協議のうえ支給時期を定めることができる。

### 第4章 補則

(公表)

第14条 本リーグは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第16条 この規程の実施に際し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、一般社団法人日本女子プロサッカーリーグの設立の登記の日から施行する。

別表：役員報酬表（単位：円）

| 号俸 | 月額          |
|----|-------------|
| 1  | 30, 000     |
| 2  | 50, 000     |
| 3  | 100, 000    |
| 4  | 150, 000    |
| 5  | 200, 000    |
| 6  | 250, 000    |
| 7  | 300, 000    |
| 8  | 350, 000    |
| 9  | 400, 000    |
| 10 | 450, 000    |
| 11 | 500, 000    |
| 12 | 550, 000    |
| 13 | 600, 000    |
| 14 | 650, 000    |
| 15 | 700, 000    |
| 16 | 750, 000    |
| 17 | 800, 000    |
| 18 | 850, 000    |
| 19 | 900, 000    |
| 20 | 950, 000    |
| 21 | 1, 000, 000 |
| 22 | 1, 050, 000 |
| 23 | 1, 100, 000 |
| 24 | 1, 150, 000 |
| 25 | 1, 200, 000 |
| 26 | 1, 250, 000 |
| 27 | 1, 300, 000 |
| 28 | 1, 350, 000 |
| 29 | 1, 400, 000 |
| 30 | 1, 450, 000 |

|    |             |
|----|-------------|
| 31 | 1, 500, 000 |
| 32 | 1, 550, 000 |
| 33 | 1, 600, 000 |
| 34 | 1, 650, 000 |

令和3年7月1日改定

令和5年5月31日改定

令和6年7月18日改定

令和6年9月26日改定

令和6年12月11日改定